

関係用語・定義集

新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルスである「SARS-Cov2」を原因とした感染症。 当市においては、『病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症』と定義付けています。
国民健康保険税の減免	天災その他特別の事業がある場合など、申請により国民健康保険税を減免するもの。 各市町村が、それぞれの基準を設けて実施しています。
従来	当市においては、天災により家財に損害があった場合や、世帯主の死亡又は重度障害、世帯主の長期入院、世帯主の業務の休廃止等により、収入の減少が見込まれる場合に、減免を実施しています。
コロナ減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計を主として維持する者が死亡等した場合、又は世帯の生計を主として維持する者の収入減少が見込まれる場合を要件として、令和2年度から実施しています。 この減免による保険税収入の減少額は、国の財政支援の対象となります。
財政支援	コロナ減免においては、国民健康保険税の減免により発生した市町村の減収額を補てんすることを指します。
世帯の生計を主として維持する者	住民登録上の世帯主を指しますが、コロナ減免の判定においては、申請時の聞き取りにより世帯の生計中心者と判断した者を「世帯の生計を主として維持する者」としています。
事業収入等	コロナ減免においては、「事業収入」・「不動産収入」・「山林収入」・「給与収入」のいずれかを指します。
事業収入	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業を営んでいる方の、その事業から生ずる収入をいいます。
不動産収入	家賃収入、管理費収入、共益費収入、礼金収入、駐車場使用料収入などをいいます。
山林収入	山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することにより生ずる収入をいいます。ただし、山林を取得してから5年以内に伐採又は譲渡した場合は、山林収入とはなりません。
給与収入	勤務先から受ける源泉徴収前の給料及び賞与の合計額をいいます。
財政調整交付金	市町村間の医療費水準や、住民の所得水準の際により生じる国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため交付されるもの。
調整交付金	「療養の給付等に要する費用の額を考慮して算定する額」が、「被保険者の所得を考慮して算定する額」を上回る市町村に対して交付されるもの。
特別調整交付金	市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもの。 コロナ減免の財政支援は、特別調整交付金から交付されます。
傷病手当金	病気等で仕事を休み給与等を受けられない場合に、その期間中の生活保障のため支給されるもの。 国民健康保険においては、給与等を受けている方が、新型コロナウイルス感染症を理由として仕事を休んだ場合のみが支給対象となっています。